

平成26年10月29日

篠山市長 酒井 隆明 様

篠山再生計画推進委員会

委員長 菟原 元彦



篠山再生計画実行中の投資的事業にかかる意見について

篠山再生計画実行中の投資的事業の選定に関する要領（以下「要領」という。）第5条に基づき、市長から篠山再生計画推進委員会（以下「本委員会」という。）に対し意見の求めがあった、味間認定こども園整備事業について、本委員会において、下記のとおり取りまとめたので附帯意見を付して報告します。

記

平成26年10月21日に開催した本委員会において慎重に審議した結果、要領第3条の選定基準(1)「事業の必要性、緊急性及び優先性が極めて高いこと。」、(2)「事業を実施しても、計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないこと。」のいずれにも適合していることを確認した。

附帯意見

1. 厳しい財政状況下での投資的事業であり、総事業費の抑制と事業効果の発揮が両立できるよう最大限配慮されたい。
2. 今後の園児数を出来る限り正確に見込み、最適規模の整備と長期的視点にたった運営をされたい。
3. 味間認定こども園整備後の味間保育園及び味間幼稚園おとわ園について、有効に活用できるよう地元意見を参考にしながら検討されたい。
4. 建設候補地の選定及び決定過程に課題があったので、今後、他の事業等での建設候補地を選定する場合には十分な事前調査及び検討をされたい。
5. 味間認定こども園の整備によって、市内周辺から更に園児の流入が加速する事がないよう、味間地区以外の子育ての施策をあわせて充実されたい。